

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

名誉回復および損害賠償請求事件

訴訟価額 金 383.1 万円也

貼用印紙 金 万円也

請求の趣旨

1 被告東京大学は、別紙出版物目録記載の書物『地球温暖化懐疑論批判』に対する原告の編集により作成した前記書物とほぼ同一頁数の『回答書』を前記書物と同一部数印刷し、前記書物を配布したと同様の方法で全国に無料配布せよ。

2 被告東京大学は同法人のホームページ(http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html)のトップページおよび被告東京大学 IR3S/TIGS のホームページ(<http://tigs.ir3s.u-tokyo.ac.jp/>)のトップページに、それぞれ別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1カ月掲載せよ。

3 被告東京大学は、朝日新聞の朝刊全国版社会面広告欄に別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1回掲載せよ。

4 被告らは原告に対し、連帯して金150万円およびこれに対する訴状送達の翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告らの負担とする。
旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

目次

第1、当事者

第2、本件訴訟の背景

第3、「科学者としての名誉」に対する名誉毀損の成立

第4、被告東京大学の極めて重大な責任

第5 被告東京大学 IR3S/TIGS およびその監督者である被告東京大学の不誠実な対応

第6、原告の損害

第7、『回答書』出版・配布と謝罪広告

第8、結語

はじめに

本件事件は、被告東京大学らが、その刊行物『地球温暖化懐疑論批判』（甲7号証）により、筆頭で名指しした原告を含む「懐疑論者」12名に対し、科学者または評論家としての名誉を毀損した事件である。

第1、当事者

1. 原告槌田敦は、被告東京大学の大学院物理課程で物理学を学び(1958年4月－62年3月)、博士課程2年終了で退学して東京大学理学部の助手となり(1962－66年)、理化学研究所に転勤(1966年)後、東京大学で論文による理学博士を取得した(1966年)。

原告は熱物理学を研究し、その研究分野はエントロピー論である。このエントロピー論は適応範囲が広く、物理学、エンジン工学はもちろん、エントロピー気象学、エントロピー生態学、エントロピー経済学におよび、それぞれ論文や著書を書いている。

特に、気象学について説明すれば、気象現象は回転する重力場における気体の熱物理学であって、物理学そのものである。ここには大気と水分の循環が存在し、これが宇宙に余分のエントロピーを処分することで地球上に資源をもたらし、生命の存在を保証している。これを、世界で最初に示したのが原告である(1976、1978年)。

そして、1992年には『熱学外論－生命・環境を含む開放系の熱理論』を出版し、それ以後一貫して「人為的CO₂による温暖化」という考え方に反対してきた(甲1号証)。

2. 被告東京大学は、国立大学法人東京大学(東大)と称し、本部は東京都文京区本郷7-3-1に所在し、広く知られた団体であり、別紙出版物目録記載の書物『地球温暖化懐疑論批判』（甲7号証。以下本書という)の発行主体である。

被告住明正は、東京大学気候システム研究センター長をへて、2005年より東京大学サステイナビリティ学連携研究機構地球持続戦略研究イニシアティブ(IR3S/TIGS)の統括ディレクターとなり、現在に至る。同人は、本書の企画・製作・出版を指揮した管理責任者である。

被告山本政一郎は、被告東京大学の職員として、本書を分担執筆した。

第2、本件訴訟の背景

1. 人為的CO₂温暖化説とこれを疑う説

気象学者は、気温と大気中CO₂濃度の関係について、産業革命の1700年以前では、気温が原因でCO₂濃度は結果であると考えている。

しかし、多くの気象学者は、産業革命によって人間が化石燃料や石灰岩を使用するようになって発生した人為的CO₂の約半分が大気中に溜まり、その大気中濃度は1960年から2005年までに64ppm増加して、その温暖化効果(温室ガス効果ともいう)によって気温が上がった、つまり、因果関係は産業革命以前とは変わったと考えるようになった。このような説を唱える者を「人為的CO₂温暖化論者」(以下「CO₂論者」という)と呼ぶ。

これに対し、多くの事実から、この説は誤りではないかと疑う科学者も存在する。「CO₂ 論者」は、この考えを持つ者をひとまとめにして「懐疑論者」と呼んでいる。誤りとする根拠はさまざまであり、ひとまとめにすることは不当であるが、とりあえずこの呼称を使う。

ところで、「CO₂ 論者」のいうような人為的CO₂によって温暖化したという因果関係を示す事実証拠は何ひとつ存在しない。あるのはCO₂には温暖化効果があるという理論だけである。

また、温暖化効果としては水蒸気が圧倒的であり、CO₂による温暖化効果は放射冷却の場合以外にはほとんど現れることはない。それにも拘わらず、この「CO₂ 論者」は多数派である。

そのようになる原因は、論文に「CO₂による温暖化」という言葉を挿入すれば、研究費が増えるなどの現実があるからである。つまり、科学者も金銭で意見が変わる。そして、これらの利益を得た科学者により科学者世論が形成されれば、この問題には直接関係のない他の分野の科学者も、この科学者世論を無批判に「信ずる」ようになる。

一方、CO₂で温暖化したということが疑わしいと考えられる状況証拠は多数存在するので、「人為的CO₂温暖化懐疑論」は妥当である。しかし、「CO₂ 論者」が多数である以上、これに逆らってまで、意見を述べることは困難になる。

したがって、「人為的CO₂による温暖化」を疑う科学者は少数であり、また発言する「懐疑論者」はごく少数である。

2. 原告の気象学における実績と「人為的CO₂温暖化論」に対する原告の関わり

原告槌田敦は、熱物理学を研究し、その研究分野はエントロピー論である。1976年に、気象現象(大気と水分の循環)を熱機関と考えて、地球のエントロピー収支を計算し、これを発表して以来、これまでの30数年間、エントロピー気象学を論じ続けてきた。その論文・著書などの気象学における業績一覧表を添付する(甲1号証)。

原告は、1992年にはその著書『熱学外論』において、流行の兆しの見えた「炭酸ガス(CO₂)温暖化説」の行き過ぎを論じた。産業革命以後、大気汚染という形で人間は気象現象に影響を与えているが、人為的CO₂という形で影響を与えたという事実証拠は一切見つかっていないからである。

その後、原告は名城大学経済学部で環境経済学を講義することになったが、1999年には、地球温暖化での経済政策を議論する環境経済・政策学会の和文年報(『地球温暖化への挑戦』)において、「CO₂温暖化脅威説は世紀の暴論」を発表し、これを受けて松岡譲氏が反論し、これに対して原告は回答した(甲2号証)。

この学会は経済学の学会であるが、同年報編集委員会は、対立する議論(異説)については、論文(異説)ーコメント(反論)ーリプライ(回答)という形で行われるべきとし(同年報のはしがき参照)、この方法を採用した。

原告は、その後も「人為的CO₂温暖化論」に反対し続けてきた。そして、観測を始めた1960年以降人為的CO₂が大気中に64ppmも存在するという「人為的CO₂温暖化説」を否定し、「大気中に存在する人為的CO₂の量はわずか8.5ppmであること、そしてこれ以

上増えないこと」を立証した(以下、「槌田の等比級数論」という)。

この「槌田の等比級数論」は、物理学会誌で発表し、物理学会、気象学会で口頭発表を続け、また著書でこれを簡潔に示した(甲3号証)。

そして、訴外近藤邦明と原告は、これまでに得られた観測データを分析して「CO₂が原因で温暖化した」のではなく、「温暖化したので、CO₂濃度が増えた」という因果関係に関する事実証拠を発見した(以下、「近藤・槌田の発見した事実」という)。

原告は、この事実を論文にまとめ、近藤と共著で気象学会誌に、単独で物理学会誌に提出したが、気象学会誌は掲載を拒否し、物理学会誌では査読者と編集委員会を通過したが、同時掲載を予定する反論者の最終稿が届かないため、現在掲載待ちの状態にある。この「近藤・槌田の発見した事実」の要約は原告の著書にも載せた(甲4号証)。

結論として、「槌田の等比級数論」により、大気中に溜まっている人為的CO₂はわずか8.5ppmであり、今後これ以上に増えることはないので人為的CO₂が気温上昇の原因となる筈がなく、また「近藤・槌田の発見した事実」により、「CO₂増で温暖化したのではなく、気温高によってCO₂濃度が増加した」ことと、2000年までの30年間世界平均気温はCO₂濃度の増加しない温度よりも0.6°C高いことが示めされた。

この人為的CO₂の大気中の存在量を示す「槌田の等比級数論」と因果関係を示す「近藤・槌田の発見した事実」により、「人為的CO₂温暖化説」は完全に否定されることになった。

3. 科学者としての名誉を毀損された事件とその背景

本件事件は、被告東京大学が、その刊行物『地球温暖化懐疑論批判』(甲7号証)により、筆頭で名指しした槌田を含む「懐疑論者」12名に対する、科学者または評論家としての名誉を毀損した事件である。

「懐疑論者」に対するこのような名誉毀損事件が生ずる背景には、近年、欧米諸国において、大気中のCO₂濃度は増えつつけているのに、温暖化ではなく寒冷化の傾向が見えてきたことが話題になっている。つまり「人為的CO₂による温暖化論」に対する疑惑が広まってきたのである。

このことは、最近、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の有力者が人為的CO₂による温暖化を示すために事実を改ざんしたことが明るみに出た(甲5-1、5-2号証)、より一層「CO₂温暖化説」への疑惑が大きくなった。そして、日本でも、「懐疑論者」の書物が本屋に多数積み上げられるようになった。

このような状況の中で、「槌田の等比級数論」と「近藤・槌田の発見した事実」は決定的な動揺を「CO₂論者」に与えることになった。その中でも訴外近藤邦明と原告の気象学会誌『天気』に投稿した論文(甲6-1号証)により、「CO₂論者」の動揺はさらに広がった。

この論文は、結局、気象学会編集委員会により掲載が拒否され、別件事件として現在東京地裁で審理されている(甲13号証)。ここで注意すべきことは、この論文の主題である「近藤・槌田の発見した事実(論文中の第5図と第6図)」について、2名の査読者は、その解釈については異議を述べているものの、このふたつの図を事実として認める外なく、このふたつの図を排除する意見を述べていない(甲6-2号証)。

このように「人為的CO₂ 温暖化説」を防御することに失敗して、一部の「CO₂ 論者」は、「人為的CO₂ 温暖化懐疑論」を抹消することを願い、被告東京大学を利用することを思いつき、被告東京大学はこれに呼応して本件のような科学者の名誉を毀損する事件をひき起こすことになったと思われる。

第3、「科学者としての名誉」に対する名誉毀損の成立

1. 被告東京大学は、発行日不明で奥付もない本書、すなわち幽霊刊行物『地球温暖化懐疑論批判』という書物(甲7号証)を、文部科学省科学技術振興調整費を用いて、大量に印刷して、全国に無料配布し、懐疑論者を名指しして、誹謗、中傷、侮辱をして、個人攻撃した。

具体的には、本書の「はじめに」の本稿の目的の節で、「懐疑的あるいは否定的な言説」をおこなう者として、槌田を筆頭に12名の名前を列記した上、「懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴をもつものが多い」として、9項目の特徴を挙げた。

- ◎1.既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している
- ◎2.すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する
- ◎3.多数の事例・根拠に基づいた議論に対して、少数の事例・根拠をもって否定する
- ◎4.定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ちだして否定する(定性的要因の指摘自体はよいことであるものの、その意義づけに無理がある)
- ◎5.不確かさを含めた科学的理解が進んでいるにも関わらず、不確かさを強調する
- ◎6.既存の知見を一方向的に疑いながら、自分の立場の根拠に関しては同様な疑いを向けない
- ◎7.問題のある現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている
- ◎8.温暖化問題に関する取り決めの内容などを理解していない
- ◎9.三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある

(番号は、原告による加筆)

そして、第10番目(以下「◎10」とする)として、「このような議論の多くは、これまでの科学の蓄積を無視しており、しばしば独断的な結論を読者に導いている」と書き添えた。

この10項目の「特徴」は、科学者失格または評論家失格を意味するほどの重大な意味を持つ。例えば、◎9.に示されてような「三段論法の間違い」をするような者は、到底科学者や評論家と認めることはできない。

したがって、被告東京大学の出版物である本書が、「懐疑論者」にこの10項目の「特徴」を貼り付けることによって、原告を筆頭に12名の「懐疑的あるいは否定的な言説をおこなう者」は科学者失格または評論家失格も同然であると被告東京大学に宣告されたことになる。つまり、原告ら12名は、被告東京大学によって、科学者または評論家としての社会的評価を低下させられたことになる。したがって、名誉毀損を構成する。

また、科学者失格または評論家失格を意味する重大な意味を持つこの10項目の「特徴」は、原告ら12名に限らず、いやしくも科学者または評論家であるならば誰であつても名誉

感情が害されることになるような、看過し難い、程度の甚だ悪質な侵害行為であり、名誉感情侵害が成立する。

2. したがって、被告東京大学は、本書の名誉毀損および名誉感情侵害について本書の発行主体として責任を負う。

被告住明正は、本書を企画し、製作・発行を指揮した統括ディレクターであり(甲7号証。冒頭の「IR3S/TIGS 叢書の創刊に当たって」参照)、管理者として責任を負う。

被告山本政一郎は、被告東京大学の職員として、本書を執筆した責任を負う(甲7号証の執筆者一覧)。

第4、被告東京大学の極めて重大な責任

1. 被告東京大学については、以下に述べる通り、その強力な社会的影響力を保持する地位に照らして、その名誉毀損の責任は極めて重大である。

本書の発行を知った原告は、自分が「特徴」のどの項目に該当するのかを被告東京大学に問い合わせた(甲9-2号証)が、返事はなかった。

被告東京大学がこれに答えないということから、3つの場合が考えられる。

①どの「特徴」も該当しない場合、被告東京大学は、10項目の根拠のない悪口雑言を言って、個人を侮辱したことになる。もしこれが同格の個人の争いならば名誉毀損だとしてもたいした問題ではない。しかし、被告東京大学は、強大で、影響力の大きな組織であるから、この悪口雑言は決定的な影響をもたらす、個人は社会的地位を引きずり落とされることになる。つまり、極めて悪質で責任重大な名誉毀損が成立する。

②部分的に該当する場合、該当するものについては、その評価の前提となる事実の内容を吟味しなければならない。それが真実でなければ名誉毀損が成立する。該当しないものについては、強大で、影響力の大きい者が悪口雑言を言うのであるから、極めて悪質で責任重大な名誉毀損となる。

③すべて該当する場合、その評価の前提となる事実が真実でなければ、極めて悪質で責任重大な名誉毀損が成立する。

すなわち、被告東京大学が原告に回答しなかったのは、いずれの場合でも極めて悪質で責任重大な名誉毀損が成立すると考えて、一切原告に回答しないことにしたと思われるのである。

原告については、この「特徴」10項目すべてに該当しないから①の場合である。よって、被告東京大学がこの「特徴」すべてを原告にかぶせたことは極めて悪質で責任重大な名誉毀損ということになる。

しかも、原告は、筆頭に名指しされており、耐え難い侮辱であり、科学者としての名誉を毀損されて筆舌に尽くし難い精神的苦痛を味わう羽目となった。

それだけでなく、本来、科学とは異説・少数説との健全なる議論により進歩するものであるから、異説・少数説をかような方法で圧殺することは科学の進歩を妨害する由々しき行為であり、「学術の府を自認する東京大学」にとって大きな汚点であろう。

2. 本書はその読者に強烈な印象を残した。例えば、本書の感想を記すブログには次のようなものがある。

「懷疑論者」と書くと、何やら知的に健全な精神を宿しているかのような雰囲気がありますが、「温暖化懷疑論者」と呼ばれる人の中には、とっくに議論の余地なく論破されているヨタ話を、あたかも誰も反論できた人がいないかのように繰り返し飽きずに言いたて続けるような、もはや知的誠実さにおいて「9/11 陰謀論者」や、うっかりすれば「ホロコースト否定論者」並かと思えるような人がいますね(甲 12 号証)。

このブログの投稿者は、被告東京大学による本書を読んで、我が意を得たと言わんばかりに、「懷疑論者」を揶揄嘲弄し、誹謗している。被告東京大学はこのようにして「懷疑論者」の科学者または評論家としての名誉を低下させることにより、「懷疑論者」の社会的影響力を殺ごうとしたということになる。この名誉毀損行為は成功しており、悪質である。

これらの外、原告および他の名指しされた科学者や評論家への名誉毀損の事実も、この書物の本文に多数存在する。その詳細については、今後、準備書面および証言で明らかにする。

3. まとめ

以上述べたように、本件は、科学者および評論家の名誉に関して強力な社会的影響力を保持する被告東京大学が、国費を使って、原告榎田を含む科学者および評論家を名指しして、誹謗、中傷、侮辱などの個人攻撃した公的事件であり、原告を含む科学者および評論家の社会的評価を低下させるものであって、極めて悪質で責任重大な名誉毀損を構成する。

したがって、その悪質さを考えれば、本件は公的に解決すべき事件として、被告東京大学総長浜田純一、被告住明正および山本政一郎らは刑法第 34 章「名誉に対する罪」による刑事責任が追求されて然るべき事件である。

しかしながら、原告は、なお、原告を含む被反論者(被告がいう「懷疑論者」と被告東京大学の間での穏やかな解決を求めて、民法第 723 条「名誉回復措置」により民事告訴することにした。よって、訴状主文に記載した請求の趣旨による判決を求めるものである。

第5、被告東京大学 IR3S/TIGS およびその監督者である東京大学の不誠実な対応

原告は、本書『地球温暖化懷疑論批判』を入手して、当初は直接交渉により原告の科学者としての名誉を回復したいと願い、東京大学 IR3S/TIGS(「サステ機構」と東京大学に対して働きかけを試みた。しかし、サステ機構は拒否の回答しかせず、被告東京大学は一切答えなかった。このようにして被告東京大学が直接の交渉を拒否したので、やむなく本件訴訟を余儀なくされたものである。

この直接交渉の経過で明らかになったことは、被告東京大学および IR3S/TIGS(サステ機構)には科学者および評論家の名誉を毀損したことの反省などまったくないことが示され、刑事訴訟または民事訴訟以外に解決の道が残されていないことが示されたことである。

1. 科学者の名誉を毀損した実行者である東京大学 IR3S/TIGS の不誠実

被告東京大学 IR3S/TIGS によれば、本書は、この機構に所属する研究者の研究成果を社会に還元するものという(甲 8-2 号証)。そして、本書はその創刊号である(甲 7 号証 pii)。また、本書は市販されておらず、無原則に無料配布されているものようである。

原告は、本書を知人から入手して、科学者としての名誉が毀損されていることに驚き、その回復のため、本書による批判に対して回答をする権利と義務があると感じた。

そこで、本書の企画および実行者である被告東京大学 IR3S/TIGS に手紙を書いて、本書に対する『回答書』を書くので、被告 IR3S/TIGS で印刷、配布するよう求めた(甲 8-1 号証、11 月 10 日)。「科学の議論では、意見の違いを公平に扱うことが原則」だからである。

これに対し、被告東京大学 IR3S/TIGS はただちに返答をした(甲 8-2 号証、11 月 13 日)。しかし、この叢書は被告 IR3S/TIGS に所属する研究者の研究成果を社会に還元するものであるという理由で拒否し、「自費出版」などで発表すればよいと取り付くしまがなかった。

被告東京大学が、個人を名指しして批判した本書を公費で出版し、無料で配布しておきながら、批判された個人には自費で出版せよとは「公平かつ公正の原則」をまったく無視するものである。

このような返答から、被告東京大学 IR3S/TIGS は、科学者の名誉を毀損したことについて反省をまったくしていないことが明らかになった。

2. 監督者および費用の支出者としての責任を果たさない東京大学の不誠実

そこで、原告と被告 IR3S/TIGS との間の往復書簡を添付して、部局に対して監督責任があり、かつ費用の出費に責任を持つ東京大学総長に手紙を書いた(甲 9-1 号証、11 月 17 日)。その内容は、被告東京大学が本書により原告を誹謗中傷したことを述べ、百歩譲って純粋に科学批判をしたというのであれば、批判された者にはこれに回答する権利があることを述べた。そして、東京大学学長としてこの IR3S/TIGS との手紙の往復経過をどのように考えるのかと問うた。しかし、返事はなかった。

この後、11 月 17 日から 12 月 4 日にかけて、4 本の手紙を東京大学学長宛てに郵送した(甲 9-2～9-5 号証)。その中で、

イ.名誉毀損の原因となっている懷疑論者の特徴として挙げている 9 項目について、「どの項目が原告に対する批判なのか」との質問

ロ.本書で批判的に執筆した者は、一人を除き無署名である。それぞれの話題ごとにその執筆者氏名を明らかにすることの要請

ハ.名指しされた本人に、本書が送られていない。送付するようにと要請などを書いた。

イ.については、主張の異なる多人数の人達に対して、多項目の特徴をまとめてかぶせて攻撃するのは不当である。ロ.については、名指しして攻撃的反論を書いておきながら、その反論の執筆者名を明記しないのは論争の原則に反している。ハ.現物入手については名指しされた者のごく当然の要請である。

しかし、被告東京大学はいずれについても一切返事をしなかった。このことは、被告東京大学には本書で科学者および評論家の名誉を毀損したことの反省がまったく欠如してい

ることを示す。

さらに、被告東京大学には、話し合いで解決するという気持ちがそもそもないことも示している。このことから、本書を出版・配布した目的は科学論争をすることではなくて、「懐疑論者」を非難、中傷、誹謗することで、その科学者および評論家としての名誉を傷つけ、世間への影響力を殺ぐことが目的であったということになる。

このような状況になつては、刑法「名誉に対する罪」または民法「名誉回復措置」のため、提訴するしか打開の方法はないことになつたのである。

第6、原告の損害

1. 慰謝料

以上述べたように、原告が、50年を越えて培ってきた科学者としての名誉を毀損されたことによる精神的苦痛は計りしれない。金銭に換算できるものではないが、請求の趣旨第4項に記載したとおりの支払いを求める。

第7 『回答書』の出版・無料配布と謝罪広告

1. 『回答書』の出版・無料配布

以上述べたように、原告の被った科学者としての名誉毀損は甚大である。よって、その毀損された科学者としての名誉を回復するため、請求の趣旨第1項のとおり本書『地球温暖化懐疑論批判』に対する『回答書』を出版し、これを無料配布する措置を取ることが、本来の科学論争のあり方として必要不可欠である。

2. 謝罪広告

さらに、上記したように、本書『地球温暖化懐疑論批判』による原告を含む被批判者の科学者としての評価低下の深刻さをかんがみ、その名誉毀損は金銭および回答書の出版と無料配布では到底回復されるものではない。そのため本書によって事実と異なる評価を持つことになつた読者に対して、それが事実と反することを周知させることが必要である。

したがって、まずは、請求の趣旨第2項のとおり、被告らのホームページにおける謝罪広告の掲載が「名誉を回復するのに適切な処分」として必要不可欠である。

さらに、被告東京大学のホームページを見ずに、本書だけを手にした読者も、またその読者から前記の「特徴」の情報を聞いた者も極めて多数存在すると思われる。したがって、彼らの誤信を解消するためには、さらに全国紙の謝罪広告掲載が「名誉を回復するのに適切な処分」として必要である。

本書による原告に対する被害の深刻さに照らせば、これらすべての謝罪広告掲載請求が認められることは極めて重要である。

第8、結語

よって、原告は被告東京大学に対し、原告の名誉回復のための適当な処分として、請求の趣旨第1項記載の通りの回答書の出版・無料配布と請求の趣旨第2項および第3項記載の通りの謝罪広告の掲載を求め、被告3名に対し、請求の趣旨第4項記載の通り、不法行為による損害賠償請求権に基づき、金150万円およびこれに対する訴状送達の日から支払済に至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害の支払いを求める。

以上

証拠方法

2009年12月22日付証拠説明書 記載の通り

添付書類

代表者事項証明書	1通
証拠説明書	1通
当事者目録	1通
出版物目録	1通
謝罪広告	1通
訴願算定の計算式	1通
送達場所	1通

2009年12月28日

原告 樋田 敦

東京地方裁判所民事部 御中

別紙 謝罪広告目録

謝罪広告の内容

ホームページに用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』（2009年）という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして、「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」など10項目を挙げるなど、不適切な表現で侮辱いたしました。

東京大学のような影響力の大きな組織がこのような行為をしたことは、重大な名誉毀損でありましたので、ここにお詫び申し上げます。

なお、この『批判書』に対し、批判された先生方による『回答書』も印刷・配布します。

朝日新聞に用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』（2009年）という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして、「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」など10項目を挙げるなど、不適切な表現で侮辱いたしました。

東京大学のような影響力の大きな組織がこのような行為をしたことは、重大な名誉毀損でありましたので、ここにお詫び申し上げます。

なお、この『批判書』に対し、批判された先生方による『回答書』も印刷・配布します。

当事者目録

神奈川県横浜市緑区寺山町 524

原告

槌田 敦

東京都文京区本郷 7-3-1

被告 国立大学法人東京大学
代表者総長

浜田 純一

東京都文京区本郷 7-3-1

被告 東京大学 IR3S/TIGS
統括ディレクター・教授

住 明正

東京都文京区本郷 7-3-1

被告 東京大学職員

山本政一郎

以上

証拠説明書

2009年12月22日

東京地方裁判所民事部御中

原告 槌田敦

甲号証 表目(原本・写、作成年月日) 作成者
立証趣旨 (備考)

甲 1 槌田敦の「気象学における業績(文献等)一覧」(写、2009.12.22)、槌田
物理学者としての気象学での業績

甲 2 槌田敦(1999)「CO₂ 温暖化脅威説は世紀の暴論」、環境経済・政策学会編『地球温
暖化への挑戦』(東洋経済新報社)pp230-244、松岡譲による「コメント」同 pp245-250、
槌田敦による「リプライ」同 pp251-255(抜粋、写、1999)
環境経済・政策学会年報での「異説、反論、回答」という論文掲載の条件

甲 3 槌田敦『CO₂ 温暖化説は間違っている(増補版)』(2007)ほたる出版 p166(写)
「槌田の等比級数論」の簡単な解説

甲 4 槌田敦『地球生態系で暮らそう』(2009)ほたる出版 pp282-283(写)
「近藤・槌田の発見した事実」の簡単な解説

甲 5-1 朝日新聞の記事(2009.11.26)(写)
I P C Cの要人が、温暖化を改ざんした事実

甲 5-2 週間誌アエラの記事(2009.12.21)pp24-25
I P C Cは気温データにトリックを使った。また論文の採用拒否もあった

甲 6-1 近藤邦明、槌田敦「大気中のCO₂ 濃度増は自然現象であった
I.その原因は気温高である」(気象学会誌への再改定稿)(写、2008.11)
「近藤・槌田の発見した事実」を最初に投稿した原稿

甲 6-2 同原稿に対する気象学会誌の査読者2名のコメント
「近藤、槌田が発見した事実(ふたつの図)」は、査読者に受け入れられている

甲 7 『地球温暖化懐疑論批判(非売品)』IR3S/TIGS 叢書 No.1(原本、作成年月日不詳)
東京大学

東京大学が、人為的CO₂ 温暖化説に懐疑的意見を持つ12名を名指しして、これ
に批判を加えることを目的にした書物、被告住明正はこの書物の責任者である。被
告山本政一郎はこの書物の著者のひとりである。

- 甲 8-1 榎田から東京大学 IR3S/TIGS(サステ機構)への書簡(写、2009.11.10) 榎田
『地球温暖化懐疑論批判』に対する原告回答を被告の費用により印刷配布の要請
- 甲 8-2 東京大学 IR3S/TIGS から榎田への返書(写、2009.11.13) IR3S/TIGS
拒否という回答
-
- 甲 9-1 榎田から東京大学浜田総長への第 1 信(写、2009.11.17) 榎田
『地球温暖化懐疑論批判』についての東京大学 IR3S/TIGS からの回答についての
意見を求める
- 甲 9-2 榎田から東京大学浜田総長への第 2 信(写、2009.11.24) 榎田
第 1 信について返事を求め、さらに 4 項目の要望を述べる
- 甲 9-3 榎田から東京大学浜田総長への第 3 信(写、2009.12.2) 榎田
第 1 信、第 2 信について返事を求め、さらに要望を追加する
- 甲 9-4 榎田から東京大学浜田総長への第 4 信(写、2009.12.4) 榎田
これまでの手紙についての返事を求め、
『地球温暖化懐疑論批判』の各担当執筆者へ手紙の回送を求める
- 甲 9-5 榎田から東京大学浜田総長への第 5 信(写、2009.12.4) 榎田
『地球温暖化懐疑論批判』の担当執筆者への手紙の回送を求める
-
- 甲 10-1 榎田から『地球温暖化懐疑論批判』執筆代表者明日香への手紙
(写、2009.11.19) 榎田
各担当執筆者の名前を明かすよう求める
- 甲 10-2 榎田から『地球温暖化懐疑論批判』執筆代表者明日香への手紙(2)
(写、2009.11.29) 榎田
担当執筆者氏名を知らせないなら、「名無しの権兵衛」に回送することを要請
- 甲 10-3 明日香から榎田への返書(写、2009.12.7)明日香
全員で執筆したので、担当執筆者はいないとの回答
- 甲 10-4 榎田から明日香への返書(写、2009.12.11)榎田
執筆責任者を知らせないことは「卑怯者」と通知
-
- 甲 11-1 榎田から東大総長気付で「名無しの第 14 権兵衛」への手紙(写、2009.12.2) 榎田
「近藤・榎田の発見した事実」に回答するよう求める
- 甲 11-2 榎田から東大総長気付で「名無しの第 18 権兵衛」への手紙(写、2009.12.2) 榎田
「榎田の等比級数論」に回答するよう求める
- 甲 11-3 榎田から東大総長気付で「名無しの第 14 権兵衛」への手紙(写、2009.12.4) 榎田
キーリングの図 6 についての 4 項目の質問に回答するよう求める
- 甲 11-4 河宮・江守両氏への手紙(写、2009.12.4) 榎田
執筆者と推定れる人物への送り状

甲 12 ブログ(kikulog)(写、2009.11.15) きくち
『地球温暖化懐疑論批判』を紹介して、100人から回答を集めたもの

甲 13 別件、気象学会事件の訴状(写、2009.5.27) 槌田
近藤・槌田論文の気象学会誌掲載を拒否し、また学会での槌田の登壇を拒否した
事件の訴状

2009年12月22日

- 槌田(1976) 「核融合の限界と資源物理学」日本物理学会誌 31(1976)pp938-941
 (要旨)大気と水の循環(気象)は熱機関であって、余分のエントロピー(40cal/degcm²)を宇宙に捨てることで、地上の資源を作っていることを示した(original)
- 槌田(1978) 「資源物理学の試みⅢ－生存の理論」、科学 48(1978)pp303-310
 (要旨)地球の熱収支から、大気と水の循環が 41cal/degcm² の余分のエントロピーを宇宙に捨てて資源を作り、生命の存在を保証していることを示した
- 槌田(1992) 『熱学外論－生命・環境を含む開放系の熱理論』(朝倉書店)pp123-130
 (要旨)熱物理学を、従来の孤立系、閉鎖系から開放系へ展開し、この応用問題のひとつとして「エントロピー論的気象学」を提起し、また「炭酸ガス温暖化論の行き過ぎ」を論じた。
- 槌田(1998) 「地球は興味深い熱学系」日本物理学会誌 53(1998)616-617
 (要旨)気象は回転重力場での気体の熱学であり、その循環運動の重要性を示した
- 槌田(1999) 「CO₂ 温暖化脅威説は世紀の暴論」、環境経済・政策学会編『地球温暖化への挑戦』(東洋経済新報社)pp230-244、「松岡コメントに対する回答」同 pp251-255
 (要旨)気温の変化がCO₂ の濃度の変化に先行するなど 11 の事実を挙げ、気温高がCO₂ 増の原因であることを示した。なお、この頃、物理学会と環境経済・政策学会で毎年CO₂ 問題を講演した(甲2号証)
- 槌田(2006) 『CO₂ 温暖化説は間違っている』(ほたる出版)
 (要旨)地球大気の熱物理学を解説し、気温の上昇によるCO₂ 濃度の増加を示した
- 槌田(2007 a) 「CO₂ を削減すれば温暖化は防げるのか」、日本物理学会誌 62(2007)115-117
 (要旨)人為的CO₂ 大気中の過去分の蓄積量は 6ppm。CO₂ 濃度増の大部分は自然増。気温の微分はCO₂ 濃度の微分により 1 年程度先行。気温が原因でCO₂ 増は結果
- 槌田(2007 b) 『CO₂ 温暖化説は間違っている(増補版)』(ほたる出版 2007 年 4 月)
 (要旨)人為的CO₂ の大気中に蓄積する量は今年分を加えてもわずか 8.5ppmであることを示した(以後「槌田の等比級数論」と呼ぶ)(甲3号証)。残りの大気中CO₂ はすべて自然原因であった。この考察だけで、人為的CO₂ 温暖化説は完全に否定される。

槌田(2007c)「CO₂温暖化説は間違っている」、気象学会大会(2007年10月)講演番号A217
(要旨)「槌田の等比級数論」を発表した。また近藤の計算を紹介し、気温の微分はCO₂濃度の微分より1年程度先行するので、気温が原因、CO₂増は結果と分かる。

槌田(2008a)「温暖化の脅威を語る気象学者のこじつけ論理」季刊 at11号3月号 pp65-82
(要旨)大気中の人為的CO₂の量はわずか8.5ppmに過ぎないとする「槌田の等比級数論」を解説。つまり、人為的CO₂による気温上昇はありえないと発表

槌田(2008b)「反論を受付ない気象学会は学会といえるのか」
気象学会誌『天気』2008年3月号 p67

(要旨)『天気』に掲載された河宮論文に対する反論を受付なかったことに異議
近藤、槌田(2008a)「CO₂濃度の増加は自然現象」、
気象学会誌『天気』に論文を投稿(2008年4月)
(要旨)気温とCO₂濃度の測定値を用いて、気温とCO₂濃度の変化率(年増加率)の位相が一致することを図示。これにより、気温高がCO₂濃度増の原因であることを示し、近年の平均気温はCO₂濃度の上昇しない温度よりも0.6°C高いことを示した(以後「近藤・槌田の発見した事実」と呼ぶ)。

槌田(2008d)「CO₂温暖化説は間違っている(2)」気象学会大会(2008年5月)講演番号A211
(要旨)「近藤・槌田の発見した事実」を発表し、近年の平均気温はCO₂濃度の上昇しない温度よりも0.6°C高いことを示した。

槌田(2008e)「原因は気温高、CO₂濃度増は結果」物理学会誌への投稿論文最終確定版
(要旨)気象学会誌『天気』に投稿した論文を中心に、「近藤・槌田の発見した事実」を解説し、人為的CO₂温暖化説は成立しないことを示した(甲6-1号証)

槌田(2008f)「CO₂濃度増は気温高が原因である」季刊 at13号9月号 pp113-119
(要旨)「近藤・槌田の発見した事実」を解説し、CO₂削減策は無意味であると示す

槌田(2008g)「CO₂温暖化説は間違っている(3)」気象学会大会(2008年11月)講演番号A101
(要旨)「近藤・槌田の発見した事実」を解説し、気象学者の責任を問う

近藤、槌田(2008b)「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった
(I).その原因は気温高である」気象学会誌『天気』に論文の再改定稿(2008年11月)
(要旨)「近藤・槌田の発見した事実」の投稿原稿(4月)を査読者の意見をいれて再改定したもの。しかし、掲載は結局拒否(甲6-2号証)。そこで、東京地裁に提訴

(2009.5.27)(甲 13 号証)

槌田(2009)「事実は人為的CO₂ 温暖化説を否定する」、

『地球生態系で暮らそう』(ほたる出版)pp282-283

(要旨) 気象学会に提出した「近藤・槌田の発見した事実」をまとめて示した(甲 4 号証)

【結論】

槌田は 1976 年から 30 余年、熱物理学としての気象学も研究し、人為的CO₂ は大気中にわずか 8.5ppm しか存在しないことを示した(「槌田の等比級数論」)。

また近藤邦明氏との共同研究により、気温そのものとCO₂ 濃度の変化率(年増加量)の位相が一致することにより、①気温がCO₂ 濃度増の原因であることと、②現代の気温はCO₂ の増加しない気温に比べて 0.6°C 高い、というふたつの事実を発見した(「近藤・槌田の発見した事実」)。

しかし、気象学会は、「近藤・槌田の発見した事実」の発表を妨害し、また東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』という書物ではこの「事実」の発表が存在しなかったことにした。このことは、人為的CO₂ 温暖化論者にとって、この「事実」が決定的な影響をもたらすと自覚していることを示す。